第Ⅲ期　特定健康診査等実施計画

■趣　旨

本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者にて、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（以下「特定健康診査」という）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（以下「特定保健指導」という）の実施に伴い、特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について、定めるものである。

■計画作成の背景

1.生活習慣病対策の必要性

高齢化の急速な進展と生活習慣病が増加し、死亡原因の約 6 割を占め、医療費に占める生活習慣病の割合も国民医療費の約 3 分の 1 であること等から生活習慣病対策が必要である。

2.メタボリックシンドロームへの着目

不健康な生活習慣による生活習慣病の発症、重症化の過程で、メタボリックシンドロームが大きく影響していることから、この該当者等の減少を目指す。

第1章　当健康保険組合の現状及び課題

1.当健康保険組合の現状

第Ⅰ期、第Ⅱ期の特定健康診査及び特定保健指導の実施計画に沿い、事業主と連携して推進してきた結果、数値面は着実に向上している。
しかしながら、特定健康診査については被扶養者の健診受診率がまだ低いこと、特定保健指導については実施率に頭打ち傾向がみられること、などの課題がある。

2.第Ⅲ期計画の基本的な考え方

① 特定健康診査

被保険者については、引き続き事業主と連携し、特に早期受診を積極的に働きかけることを中心に受診率の向上を図る。
被扶養者の受診率は、平成 28 年度にかなり改善したが、目標とするレベルとはまだ乖離があるため、継続的に推進を行なう。

② 特定保健指導

委託業者の選定し直しや連携強化により、実施率を 45%程度まで引き上げたが、その後は頭打ち傾向が強い。
また、リピーターのマンネリ感がみられる。
委託業者との緊密な連携や、一部内政化の推進等により、実施率のさらなる向上を図る。

第2章　当健康保険組合の第Ⅲ期実施計画

1. 達成目標

① 特定健康診査

2023 年度の特定健康診査の目標実施率は 90%とする。
この目標を達成するために、2018（平成 30）年度以降の各年度目標を次の通り定める。

【第Ⅲ期　特定健康診査　目標実施率】

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	保険者毎目標
対象者	13,000 人	13,000 人	13,000 人	13,000 人	13,000 人	13,000 人	
目標実施率	83%	84%	86%	87%	88%	90%	90%
実施者数	10,790 人	10,900 人	11,120 人	11,340 人	11,470 人	11,700 人	

② 特定保健指導

2023 年度の特定保健指導の実施率は 55%とする。
この目標を達成するために、2018（平成 30）年度以降の各年度目標を次の通り定める

【第Ⅲ期　特定保健指導　目標実施率】

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	保険者毎目標
対象者	1,700 人	1,700 人	1,700 人	1,700 人	1,700 人	1,700 人	
目標実施率	47%	48%	50%	51%	53%	55%	55%
実施者数	799 人	816 人	850 人	867 人	901 人	935 人	

2. 実施方法等

①特定健康診査

（1）実施機関

特定健診は、健診医療機関や健診代行機関等に委託する。

（2）実施時期

実施時期は、通年とする。

（3）受診方法

強制被保険者は、事業主健診または人間ドックを受診し、特定健康診査の代替の取り扱いとし、任意継続被保険者や特例退職被保険者及び被扶養者は、人間ドックまたは「けんぽ共同健診」により受診する。

（4）啓発普及・案内方法

当健康保険組合の広報誌やホームページ等にて行う他、未受診の被扶養者に対しては、個別勧奨通知を発送する。

被保険者、被扶養者ともに事業主と連携して受診勧奨を行なう。

（5）健診データの受領方法

健診データは、事業主や契約健診医療機関等から随時受領し、十分なセキュリティ管理を行い、当健康保険組合で保管する。

②特定保健指導

（1）実施機関

特定保健指導は、特定保健指導業者及び当健康保険組合管理栄養士により行う。

（2）実施時期

実施時期は、通年とする。

（3）実施方法

所定の特定保健指導プログラムを実施する。

（4）啓発普及・案内方法

啓発普及は、当健保組合広報誌やホームページ等にて行う。
対象者本人への案内は、個別通知や電話等により積極的に利用要請を行う。

（5）データの受領方法

外部委託先より適時データを受領する場合は、十分なセキュリティ管理を行い、当健康保険組合で保管する。

3.個人情報保護

当健康保険組合の「個人情報保護管理規程」を遵守する。
記録は、健康管理システムにデータを入力することにより保存する。
特定健康診査や特定保健指導は、契約書等によって、業務上知り得た情報を外部に漏らさない等の個人情報保護に関する遵守項目について充足した業者にのみ委託する。

4.実施計画の公表及び周知

本計画の公表及び周知方法は、広報誌やホームページ等に掲載する。

5.実施計画の評価及び見直し

本計画については、理事長が決定し、理事会及び組合会に報告する。
また、理事長は目標と大きくかけ離れた場合やその他必要がある場合には、見直しを行うことができる。

2018 年 4 月 1 日　制定

【実 施 目 標】

(1) 特定健康診査

			2018	2019	2020	2021	2022	2023
被保険者	対象者数	(人)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	実施者数	(人)	9,400	9,400	9,500	9,600	9,600	9,700
	実施率		94%	94%	95%	96%	96%	97%
被扶養者	対象者数	(人)	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	実施者数	(人)	1,390	1,500	1,620	1,740	1,870	2,000
	実施率		46%	50%	54%	58%	62%	67%
合計	対象者数	(人)	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
	実施者数	(人)	10,790	10,900	11,120	11,340	11,470	11,700
	実施率		83%	84%	86%	87%	88%	90%

(2) 特定保健指導

		2018	2019	2020	2021	2022	2023
40 歳以上対象者	(人)	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
動機付け支援対象者	(人)	765	765	765	765	765	765
実施者数	(人)	360	367	382	390	405	421
実施率		47%	48%	50%	51%	53%	55%
積極的支援対象者	(人)	935	935	935	935	935	935
実施者数	(人)	439	449	468	477	496	514
実施率		47%	48%	50%	51%	53%	55%
保健指導支援対象計	(人)	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
実施者数	(人)	799	816	850	867	901	935
実施率		47%	48%	50%	51%	53%	55%